一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道沙流郡平取町字芽生八五の二・字豊糠六一の二・六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字芽生八五の二・字豊糠六一の二・六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年三月二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県一関市厳美町字横森一二五の五二、一二五の五四、一二五の五六から一二五の六三まで、一二五の六六から一二五の六九まで、一二五の七一、一二五の七三から一二五の七五まで、一二五の七七から一二五の八〇まで、一二五の八七、一二五の八〇、一二五の九三、一二五の九五から一二五の九七まで、一二五の一〇〇から一二五の一〇四まで、一二五の二四六、一二五の二九七、一二五の二九八、一二五の三〇〇、一二五の三〇一、一二五の三〇五、一二五の三〇九、一二五の三一一、一二五の三一三、一二五の三一五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年三月二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県一関市大東町鳥海字蓬山一の三、一の五、一の六、一の四七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年三月二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県南条郡南越前町字津尾七七字真ノ谷四の一・四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の三から四の七六まで、七八字中俣二の一・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、二の三から二の一三九まで、一〇八字池之谷九の一から九の一二まで、一一六字真之谷九の一から九の一二まで、一一七字和利谷一七の一から一七の二八まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年三月二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道滝川市・三笠市・雨竜郡沼田町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
沼田町（次の図に示す部分に限る。）、三笠市
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年三月二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字大久賀二六九、二七〇、二八〇の一、二八〇の三、字大谷三二一の三・三二四の三・三二六の三・三二九の四・三三〇の二・三四一の二・三四一の四（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・三二一の二・三二四の二・三二六の二・三二七の二・三二九の三・三三八の三・三三九・三四〇・三四一の一・三四一の三・三四二の二（以上十一筆国有林）、三二一の一、三二二、三二三、三二四の一、三二五、三二六の一、